



つながる、支える。

～司法書士がお応えします～

高齢者・障がい者のための 成年後見相談会

成年後見制度は、権利や財産を守る身近なしくみです。

知的障害の
子どものことを
考えると、私たち両親が
亡くなった後が心配

離れて暮らしている
認知症の親が
悪徳商法などに
だまされないか心配

遺産分割協議を
したいのですが、
相続人のひとりが
認知症のようで心配

夫婦二人きりの
生活で、互いの介護が
必要になったときの
預金管理などが心配

簡易訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事務管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

相談専用回線 088-622-6711

日時：**令和7年8月30日(土) 10:00～16:00**

場所：徳島県司法書士会館3階
(徳島市南前川町4丁目41番地)

相談料：**無料**

(電話相談による場合の通話料は相談者の負担になります。)

相談形態：**面談と電話**による相談

本件に関するお問合せ先：徳島県司法書士会(徳島市南前川町4丁目41番地)

TEL: 088-622-1865

※駐車場が狭く大変利用しづらいため公共交通機関にてお越しいただくことをおすすめいたします。